

標準貨物自動車運送約款等の改正告示についての御案内

2017年8月、標準貨物自動車運送約款等の改正告示が公布されました。

本改正は、トラック運送業における運賃・料金の收受において、附帯する積込み等の業務や車両留置等に係る料金が十分に收受できていないという現状を踏まえ、適正な運賃・料金の收受のために、運賃と料金の範囲を明確にし、運賃とは別建てで料金を收受できる環境を整備するために行われたものです。

また、本改正にあわせて、「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」についても一部を改正しております。

【概要】

1. 標準貨物自動車運送約款等の改正（次ページ参考）

標準貨物自動車運送約款等について、以下のような改正を行うことにより、運送の対価としての「運賃」及び運送以外の役務等の対価としての「料金」を適正に收受できる環境を整備します。

- (1) 運送状の記載事項として、「積込料」、「取卸料」、「待機時間料」等の料金の具体例を規定
- (2) 料金として積込み又は取卸しに対する対価を「積込料」及び「取卸料」とし、荷待ちに対する対価を「待機時間料」と規定
- (3) 附帯業務の内容として「横持ち」等を明確化 等

2. トラック運送業における書面化推進ガイドラインの改正等

トラック運送業における書面化推進ガイドライン：

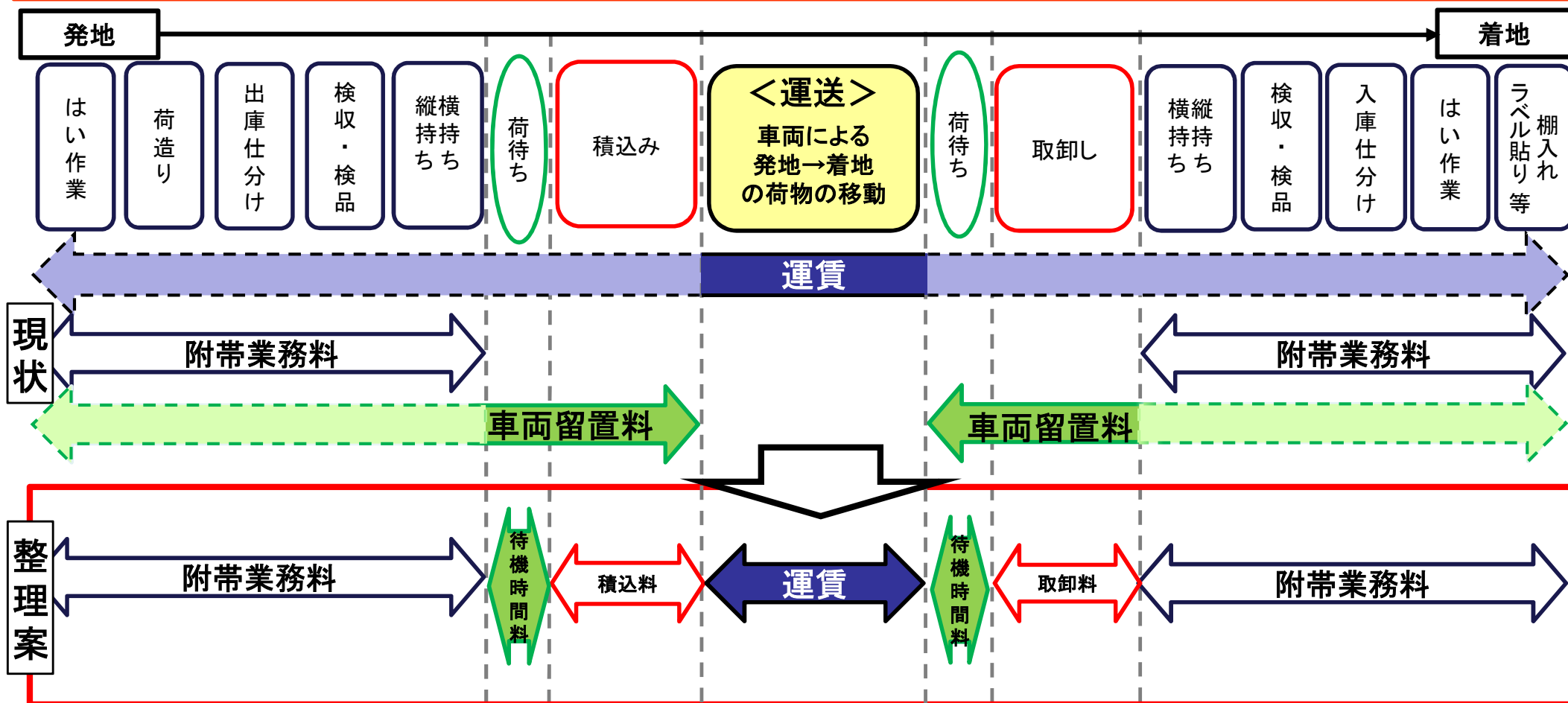
<http://www.mlit.go.jp/common/001195720.pdf>

※また、「トラック運送業における下請・荷主適正取引ガイドライン」についても改正を行います。

トラック運送業における下請・荷主適正取引ガイドライン：

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000004.html

- 運賃が運送の対価であることを明確化するため、運賃の範囲を明確化する通達を発出する。
- 適正な運賃・料金を収受するための方策として標準貨物自動車運送約款を以下の通り改正する。
 - ①荷送人が運送依頼をする際に作成する運送状等の記載事項について、「待機時間料」、「積込料」、「取卸料」等の料金の具体例を規定する。
 - ②荷待ちに対する対価を「待機時間料」とし、発地又は着地における積込み又は取卸しに対する対価を「積込料」及び「取卸料」とそれぞれ規定する。
 - ③附帯業務の内容に「横持ち」、「縦持ち」、「棚入れ」、「ラベル貼り」及び「はい作業」^(※)を追加する。等



(※)はい作業: 倉庫等において袋や箱を一定の方法で規則正しく積み上げたり、積み上げられた荷をくずしたりする作業